

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

- 1 日時
令和2年12月4日（金曜日）
午前10時開会、午後2時2分散会
（休憩 午前10時2分～午前10時4分、午後0時2分～午後1時）
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、
佐々木茂光委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員、山下正勝委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
阿部担当書記、千葉担当書記、尾形併任書記、三熊併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
佐藤農林水産部長、石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、
伊藤技監兼農村整備担当技監、大畑副部長兼農林水産企画室長、
藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、橋本林務担当技監、阿部漁港担当技監、
鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、
菊池団体指導課総括課長、中村農業振興課総括課長、小原農業普及技術課総括課長、
佐々木農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業課長、米谷畜産課総括課長、
長谷川畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、
工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長、西島森林保全課総括課長、
工藤水産振興課漁業調整課長、鎌田漁港漁村課総括課長、内藤漁港漁村課漁港課長、
菊池競馬改革推進室長、佐藤県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査
ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）
第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費
第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

イ 議案第4号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

ウ 議案第12号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第33号 家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備に関する請願

イ 受理番号第34号 「森林・林業基本計画」の推進を求める請願

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

○高田一郎委員 本日総務委員会に付託されましたいわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例であります。農林水産委員会との連合で審査すべきだということで委員長にお諮りいただきたいと思います。

その理由については、いわての森林づくり県民税ですから、税の賦課については総務委員会でやりますが、そもそもこの条例の運用については農林水産委員会の所管でありますし、私たちの委員会でも素案の段階から議論してきました。提出予定議案等説明会のときには大畑副部長が説明をし、きのうの本会議の質疑でも農林水産部長が答弁を行っていません。総務委員会に農林水産部長が参加をして説明すれば、それは総務委員会ということになるかもしれませんが、やはりこれまでの経過からすれば農林水産委員会と総務委員会との連合で審査をすべきだと思いますので、そういう理由で提案するものでありますので、委員長におかれましては適切な対応をしていただきたいと思います。

○吉田敬子委員長 ただいま高田委員から議案第3号いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例について総務委員会との連合審査を開催されたいとの動議が提出されましたので、本動議を直ちに議題といたします。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○吉田敬子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。議案第3号いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例につ

いて、総務委員会との連合審査を開くことについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田敬子委員長 起立少数であります。よって、総務委員会との連合審査を開催しないことに決定いたしました。

議案の審査に入ります。初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条第2表繰越明細費中、第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。

議案（その1）の冊子3ページをお開き願います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）ですが、当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額1億2,174万8,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略をさせていただき、事業の概要を簡潔に御説明させていただきます。

予算に関する説明書の13ページをお開き願います。6款農林水産業費、2項畜産業費の4目家畜保健衛生費は、1億2,174万8,000円の増額です。この増額補正に係る事業は、豚熱予防的ワクチン接種事業費であり、国が本県をワクチン接種推奨地域として指定した際に備え、豚熱の発生予防に係るワクチン接種及び免疫付与状況調査に要する経費について措置しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。恐れ入ります、議案（その1）の冊子にお戻りをいただきまして、4ページをお開き願います。第2表繰越明許費の表中、当部の所管は6款農林水産業費の3事業104億3,125万8,000円及び5ページに参りまして、11款災害復旧費の1事業60億629万2,000円の合わせて164億3,755万円であります。これを翌年度に繰り越して使用しようとするものであります。なお、繰越明許費につきましては、通常2月定例会で御提案をさせていただいているところですが、今回の4事業につきましては計画調整や候補検討に不測の日数を要したため、適正な法規日数を確保し、確実な進捗を図る必要があることから、今回の補正予算で設定をしようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○五日市王委員 今回の補正は、国が本県をワクチン接種推奨地域として指定した際に備えてということでしたが、もう少し詳しく事業の内容を説明してください。

○長谷川振興・衛生課長 今回の補正予算に関する説明ですが、まず今回の補正予算につきましては、豚熱のワクチンを接種するに当たってのワクチン代、注射器等の資材等の購入、県の職員及び民間獣医師を家畜防疫員として任用するに当たり獣医師の先生方を雇い上げる報償費、あとは現地の農場まで赴くための経費等であり今回は手数料を徴収するという部分もあります。初回の接種につきましては、これを免除するというようにしておりますが、ワクチン接種は1回だけではなく、当然ながらその農場で生まれてくる子豚に対してはどんどん打っていかねばならないので、それにつきましては手数料をいただくこととなります。手数料を徴収するに当たって、市町村の御協力をいただく、これは条例で規定されております。その際に徴収した手数料に応じて市町村に交付金としてお支払いするということがありますので、そちらのほうを予算として措置しております。

また、今回接種する本数ですが、まず今回の12月補正では、今年度3月末までを想定して予算措置をしております。まず初めに接種する頭数は県内に45万頭いるのですが、屠畜場に出荷する直前の豚であったり、生まれたばかりの子豚につきましては接種を行いませんので、45万頭中38万2,000頭となります。また、これから生まれてくる頭数等を28万1,000頭と見込んでおります。これらの豚に対して接種するというので、今回の予算計上とさせていただきます。

また、現在の岩手県の状況ということですが、まずワクチン接種を行うに当たりましては、国がこのワクチン接種を行うということで地域を指定することになります。地域を指定する条件といたしまして、野生のイノシシで豚熱の感染が確認されているというのが一つの条件になります。それが岩手県から大体100キロメートル圏内でそういう野生イノシシでの感染が認められた場合、国はこれまで接種をするという方向にあるのですが、現時点で東北で見た場合、福島県の会津若松市で9月9日に野生イノシシから確認されたのですが、そういう状況でまだ100キロメートル圏内には来ていない。ただし、野生イノシシの分布状況等を鑑みますと、今後岩手県が100キロメートル圏内に入るということは十分に想定されるため、今回12月補正予算で計上させていただきます。

○五日市王委員 本県は、まだ非接種地域なわけですが、例えば接種地域になったときにどういった影響が考えられるのかということについて伺います。

○長谷川振興・衛生課長 本県が接種地域になった場合の影響というお尋ねですが、接種地域になりますとワクチンを接種した豚は接種していない地域への移動が制限されることとなります。例えば非接種地域の農場であれば、それ自体はもうできないのですが、非接種地域の屠畜場、例えば県北地域であれば青森県が接種しないことを想定してですが、青森県の屠畜場には出荷できなくなる。ただし、青森県の屠畜場できちんと施設内での汚染――交差汚染というのですが、汚染が広がらないような措置がとれば出荷できるようになりますので、そこまでは一定期間出荷が制限されるということになります。

○五日市王委員 私は、少し違う観点なのですが、いずれ人から、いわゆる新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時発生というのが今大変懸念されているのですが、私

が心配しているのは、豚熱と鳥インフルエンザが、南のほうの都府県では、今猛威を振るっていきまして、香川県、兵庫県、宮崎県ということで大変心配をされているところです。そのときのいわゆる危機管理体制、これが環境生活部の所管もあるのだとは思いますが、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 豚熱や鳥インフルエンザが発生した場合の危機管理についてのお尋ねですが、まず豚熱も鳥インフルエンザも、それぞれ農場から異常があった場合に家畜保健衛生所に通報があります。その際に、家畜保健衛生所がそれぞれの農場に行き、鳥インフルエンザであれば人でも同じようにやっています簡易検査というものを行います。簡易検査でまず陽性ということになれば、その時点で県では危機警戒本部を立ち上げて、それが確定されるまでの間に防疫対応ができるような体制を整えます。また、豚熱でありましたら、現地で同じように検査を行って、家畜保健衛生所で検査を行う。いずれも最終的な判断は、検査結果を出すのは国ですが、それまでの間にしっかりと県では体制を整える。当然ながら、陽性となれば殺処分ということになります。

殺処分に当たりましては、県のほうでは班長 21 名、班員 630 名という体制で常に対応する職員を指定しております。また、状況に応じましては、自衛隊などの協力を要請するというので、万全の体制を整えていくという体制になっております。

○五日市王委員 では、備え万全ということでもよろしいですね。本当に最悪の状況をやりきちんと想定するというのが危機管理の要点だと思いますので、そこはしっかりと対応をしていただきたいと思います。

○白澤勉委員 私からも豚熱の防疫対策について確認させていただきます。

先ほど五日市委員の答弁にもありましたが、福島県会津若松市で9月に発生が確認されているようですが、現在の東北、関東圏における最近の豚熱の発生状況がどのようになっているのかお伺いいたします。

○長谷川振興・衛生課長 東北、関東圏における豚熱の発生状況についてのお尋ねですが、本年9月9日、福島県会津若松市において、東北地方で初めて野生イノシシでの豚熱感染が確認され、11月30日までに福島県だけですが、7頭の野生イノシシで豚熱の感染が確認されております。一方、関東地方では本年9月26日、群馬県の養豚場で国内59例目となります発生が確認されております。また、関東圏の野生イノシシにつきましては、11月20日、これまで発生が認められていなかった栃木県の野生イノシシで感染が確認され、関東圏では千葉県を除く1都5県において野生イノシシの豚熱の感染が確認されております。

○白澤勉委員 万が一、その野生イノシシ等から豚熱が確認された場合に、まさにワクチンの接種推奨地域に指定されて、対応を迅速に行っていく必要があるのですが、既にワクチン接種を行っている隣接県の取り組み等をやはり参考にする必要のあるのだろうと思っております。福島県や、あるいは関東圏においても人員確保や接種開始までの順位、体制をどのようにとろうとしているのか。今回の補正に民間も含めた獣医師の報償費等も盛り込まれておりますが、その対応についての課題はどのようなものがあるかと認識されている

のかお伺いいたします。

○長谷川振興・衛生課長 まず、ワクチン接種を先行して行われている都府県での状況と課題についてのお尋ねですが、ワクチン接種を実施している都府県においては、確保可能な人員数や農場の使用状況など、実情に合わせた接種計画というものを策定して、おおむね効率的に接種が実施されていると聞いております。その一方で、ワクチン接種に必要な民間の獣医師や注射器などのワクチン接種に当たっての資材、また農場に入るために必要な防護服等につきましては、新型コロナウイルス感染症もある関係で、なかなか入手しにくいという課題等があると聞いております。

また、先ほどの御質問にもありましたが、豚等の出荷先がワクチン接種の対象外の地域となった場合には、相手先の施設の消毒などの対策が必要となることから、豚等の移動に時間を要すること等が課題になっているというふう聞いております。

○白澤勉委員 いずれ他県のそのような取り組み、あるいはそういった課題とか今の状況等をしっかりとまず検証して、万全を期していく対応が求められるのだと聞いております。

以前にもお伺いしましたが、群馬県で模範生産者の農家から発生したという、非常にショッキングな事態が発生しました。あのときの検証はされているのか、群馬県の教訓を県としてもどう捉えて対応するお考えなのかお伺いします。群馬県の事例は、生後 50 日前後、生後 70 日前後の子豚 3 頭がワクチン未接種だったということもあって感染していったという話でお伺いしておりますし、生後 50 日前後は母豚から移行抗体があるために接種の対象外でもあったと聞いております。こういったところの教訓を踏まえてどう対応しようとしているのか伺います。

○長谷川振興・衛生課長 群馬県での発生事例の検証についてのお尋ねです。まずこのような伝染病が発生した場合には国のほうで疫学調査チームを編成して、どういう原因で発生したかというところを調査いたします。そちらの調査によりますと、群馬県の発生農場では一部の子豚に下痢等の症状が認められたことから接種が見送られて、そのため免疫が十分に獲得できていない豚が農場内に存在したということとなっております。そのワクチン接種につきましては、豚の健康状態に応じて副作用などの影響が出ないように、例えばそういう症状が出ているものについては接種をしないということが定められております。その基準に基づいて、群馬県の農場では接種されていなかった豚も存在したということになります。

また、その調査等によりますと、農場に入る車両の消毒が十分には行われていなかった、また野生動物、例えばカラスとか小さな鳥獣類が農場の中、特に豚舎の中に入るのを防ぐような防鳥ネットが設置されていなかったところもあったということが指摘されております。そのようなことから、ワクチンを接種している農場であっても、やはりウイルスの侵入防止対策をしっかりとらなければならないということになりますので、県としては今後も引き続き生産者に対して飼養衛生管理基準の遵守、特に車両等の消毒の徹底や野生動物の侵入防止対策をしっかりと講じていただくよう継続して指導していくことにしております。

す。

○白澤勉委員 確認ですが、このワクチンは、注射されてからどのくらいぐらい効果があるのか教えていただきたいのです。いずれ生まれた子豚が養豚場から出荷されるまでの期間は数カ月ですが、それらの関係で教えてください。

○長谷川振興・衛生課長 ワクチンの効果ですが、まずワクチンは1年程度は効果が続くと言われております。それで、子豚等をまず肉豚として出荷する場合には6カ月齢程度で出荷されることとなりますので、まずその機関はしっかりとワクチンの効果、免疫はついているということになります。

また一方で、子豚を出産する母豚につきましては、長く農場にいる関係がありますので、どうしても継続してワクチンの接種を行っていく必要があります。また、既に免疫がついているのであれば、ワクチンの効果がすぐ出るのですが、これまで国内ではワクチン接種を中止してからしばらくたっており豚熱に対する免疫を持っていない状況になっていますので、どうしても短いスパンでワクチンを接種していかなければその免疫を維持することが難しくなっています。母豚等をこれから接種するに当たっては、6カ月に1回というスパンで接種していくこととなります。

○白澤勉委員 いずれ母豚は6カ月ごとに接種していくということで、今回のこの予算は初回のみということの支援だったのでしょうか。2回目以降はどうなるのか確認させていただきます。

○長谷川振興・衛生課長 予算の内訳についてのお尋ねです。まず初回のところはそのとおりで、あとどうしても経過期間内に子豚が生まれてくるという関係で、一つの農場に対して2回目、3回目ということで接種していくこととなりますので、先ほどもお伝えしましたが、まず初回の部分の予算と、あと2回目以降を打つ部分について予算を措置することとしております。

○白澤勉委員 隣の宮城県では10月に国との協議で適切な接種体制が構築されているのか、チェックポイントを議論して確認していると伺っております。今後の手続をどのように進めていくお考えなのか、今後農林水産省とどういう調整を行っていくのか、その辺についてお伺いして終わりたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 今後の手続についてのお尋ねです。ワクチン接種は県内の野生イノシシや養豚場で豚熱等の感染が確認された場合に、国のワクチン接種推奨指定地域、これを受けることとなります。そして、県のほうでそれに基づいてワクチン接種プログラムを策定し、国の承認を得て接種を開始することとなっております。接種プログラムの策定に当たっては、個々の農場におけるワクチン接種の手順や接種時の衛生管理指導體制を盛り込むこととされており、これに基づいて国は指導していくこととしております。

先行するワクチン接種県での状況を見ますと、ワクチン接種地域に指定されてから国によるワクチン接種プログラムの承認まで、おおむね2週間程度を要しております。このため、接種プログラムが早期に承認されるよう、農林水産省と密に連携をとりながら作業を

進めていくことにしております。

○**田村勝則委員** 何点か、同じ豚熱予防的ワクチン接種事業費についてお伺いをいたします。前段のお二方の委員からもいろいろ質問が出たので、その点重複しないように質問したいと思います。

まず、今のお話ですと、とにかくまだ指定はされていないわけですが、指定された場合にすぐ対応できるようにということで予算化をしていただいたことに敬意を表します。電柵もほぼ県内では施工されたと思います。私も農家に聞いてみますと、やはりそれでも非常にイノシシがふえている状況なので、非常に心配だという声も聞いております。

そこで、前後するかもしれませんが、まずワクチンの接種を実施する場合の、例えば45万頭中38万2,000頭ということでしたが、優先順位的なものをどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

あわせて、獣医などの体制人員の確保策ですが、具体的に何人ぐらいをめどにこの予算が計上されているのかについてもお伺いします。

それと、1頭当たりのこの経費、ワクチン、それと手数料はどのくらいの金額になるのか。先ほどお話があったかもしれませんが、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、免疫付与状況調査、これも非常に大変なのだろうと思いますが、どのような内容で行われるのか、お聞かせをいただければと思います。

最後に、前段に申し上げましたが、イノシシの駆除はやはりあわせて行っていかなければいけないのだろうと思いますが、今県内の状況をどのように捉えておられるのか、お聞かせをいただければと思います。

○**長谷川振興・衛生課長** まず、ワクチン接種の優先順位についてですが、ワクチン接種につきましては、現在のところ陽性の野生イノシシが確認された地点から近い農場から接種を行い、そこから遠い地域に広げていくと考えております。

ワクチン接種を行う獣医師の確保ですが、まず県としましては県職員と民間獣医師約80名の合わせて150名の獣医師で接種するというように考えておりました、150名の体制であれば大体初回については3カ月程度で完了すると現在のところ見込んでおります。

また、ワクチン接種の経費ですが、手数料は1頭当たり310円と設定しております。この中の経費としては、当然ながらワクチン代、資材代等、また人を雇って行うということで、人件費等でそういう経費を見込んでの310円としております。

免疫付与状況調査についてですが、この調査につきましてはワクチンを接種して、きちんと免疫ができているかを確認するための調査ということになります。ワクチン接種からおおむね4週間以上を経過した後に血液を採取して、きちんと抗体ができているかを検査するものです。そのほかは、おおむね6カ月ごとに調査をしていくという検査になります。

○**中村農業振興課総括課長** 野生イノシシの説明です。県内では、平成22年に野生イノシシによる農作物被害が確認され、それ以来生息域が拡大している状況です。県では、市町村の鳥獣被害対策実施会議を発足しております、イノシシの生態でありますとか、わ

な使用方法、あるいは捕獲技術の習得を支援する研修会を開催しておりますし、より効果的な捕獲に向けたICTを活用した箱わなの捕獲の実証でありますとか、あるいはドローンを活用した生育状況の調査等にも取り組んでいます。こうした取り組みによりまして、野生イノシシの令和元年度の捕獲頭数は約350頭ほどということになっておりますが、今年度はさらに捕獲キャンペーン等を展開しながら700頭を捕獲する予定としております。今後関係する市町村とも連携しながら、野生イノシシの捕獲強化に取り組んでいきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 私からも、また同じような内容になるかと思いますが、何点かお聞きします。

昨年は、養豚場の野生動物の侵入防止柵の設置事業があったわけですが、その設置状況と、その柵を設置した中で鳥獣被害が直接あったのかどうかについてお聞きしたいと思えます。

ただ、今養豚に限らず、それぞれの経営が大規模化になっています。相当の規模でやっている方が多いわけです。その方々は専属の獣医師を雇用していますので、感染の状況をキャッチするのは早いのだと思えます。それらも含めて、現在の状況をお聞きしたいと思います。

○**米谷畜産課総括課長** 野生動物の侵入防止柵の設置事業についてですが、昨年度136農場あるということでお話ししておりましたが、このうち123農場が、ことしの10月30日までに設置を完了しております。残りの13農場については、この期間に経営中止をすることで、事業の始まる前から柵は要らないということで聞いておりましたので、本県の養豚場におきましては、現在全ての農場におきまして野生動物の侵入防止柵は設置されたということになっております。

被害があるかということにつきましては、今のところは被害の情報はありません。

○**長谷川振興・衛生課長** 農場の大規模化に伴う獣医師の雇用等についてのお尋ねです。まず大規模化された農場につきましては、民間の診療の獣医師のほかに管理獣医師ということで、コンサルティングのような形でそれぞれの農場の衛生管理なり、また生産性の向上のための対策をとるよという指導を行っているという聞いております。また、養鶏でありましたら、例えば大手のインテグレーションでは、専属の獣医師を雇用して個々の農場の指導等に当たる、その獣医師のほうで何らかの伝染病を疑った場合には直ちに家畜保健衛生所に通報して、家畜保健衛生所が検査を行うという体制をとっております。

○**工藤勝博委員** 大規模化になっていて、そういう1農場でも相当な規模でやっているの、実際ある程度はそういう感染症の知見がないと、なかなかそういう発見といいますか、それがおくれるのだらうと思えます。そういう体制がこれから一番求められているのではないかと思います。それらも含めて家畜保健所との連携が大事だと思っております。改めて事前にこういう対策を、予算を組んでいるということは、これからの畜産農家にとっても一つの安心になると思えますし、やはり人でも家畜でもウイルスの対策は本当に今急を

要するような状況だろうと思いますので、その辺も含めて万全の体制をとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高田一郎委員 私も豚熱予防的ワクチン接種事業についてお聞きいたします。

今までの議論を聞いていますと、ワクチン接種推奨地域の指定は国がやって、ワクチン接種の判断は都道府県知事ということだろうと思います。それで、推奨地域の指定については、100 キロメートル圏内になった場合に直ちに指定されるのか。ワクチン接種については、国の防疫指針を見ますと、ワクチン接種は原則行わないとなっています。それで、県はどういう場合にワクチン接種の判断をするのか。直ちに指定した場合に、機械的に判断するのか、ここのところをちょっと御説明していただきたいと思います。

それから、田村委員が質問したワクチン接種の事業における免疫付与状況の確認です。今の説明をお聞きしますと、ワクチン接種後4週間以上経過した個体を対象にして行い、初回接種後おおむね4週間以上経過した後、その後はまた6カ月と。ワクチン接種をしても、かなりまたその後のフォローがたくさんあると感じました。獣医師等は限られておりますが、接種後の体制もきちっと対応されるような対策がしっかりととられているのかどうか、2点お聞きしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 まず、ワクチン接種推奨地域の指定に関するお尋ねですが、国のほうでは100キロメートル圏内で野生イノシシが確認された場合ということで、一定の基準を示しております。これまでの防疫指針の中では、ワクチン接種は特に行わないということがありましたが、やはり野生イノシシがかなり拡大しているということで、国のほうもその防疫指針を昨年改正して、10月以降はやむを得ない場合はワクチン接種も行うということです。今現在全国の27都府県で接種が行われているというところで、どうしても通常の飼養衛生管理基準のみでは防ぎ切れないということになれば、国でそういう判断を行う。その判断に基づいて県も、ワクチン接種を法に基づいて行うということで、農場に対して法律上は命令という形になりますが、そういう判断を行うということになっております。なので、まずは国のほうでの判断をもってということになります。

また、免疫付与調査について、その後の体制はどうするのかというお尋ねです。先ほど申し上げました150名体制というところは、ワクチン接種を行うという観点での人員ですが、当然ながらその後検査、調査が必要となってきますので、どうしても人員的に厳しくなることも想定されます。今一般社団法人岩手県獣医師会と話し合いを持ちながら、例えば県を退職された職員の方で仕事に就いていないような方に協力を求める等の協議を今進めているところです。

○高田一郎委員 わかりました。100キロメートル圏以内になったら直ちに指定されて、そしてそのプログラムを策定して、直ちにワクチン接種をするということだと思います。

それで、やはり今々の予防対策というものも大事だろうと思います。推奨地域に指定されなくても今々の対応が大事になり、今後もウイルスの侵入防止対策、これまでも対応してきたと思いますが、今のところ県として万全な体制になっているのかどうか。防疫指針

などを見ましても農場への立入調査とか抗体保有調査、あるいは野生イノシシの生息調査などもしっかり行って対応していくことや、農場へのウイルスの侵入に野生イノシシが大きく関与しているということも防疫指針の中に明記されていますので、ここも含めてしっかりと予防対策を現時点でされているのかどうかお伺いします。

○長谷川振興・衛生課長 農場における予防対策についてです。まず予防対策につきましては、豚熱の発生前から定期的に農場を家畜保健衛生所が巡回して、きちんと飼養衛生管理基準に基づいて対策がとられているかどうかの確認を行っています。また、豚熱等の発生後は、さらにそれを強化して行っているところです。当然ながら車両の消毒であったり、野生鳥獣の侵入防止対策は講じられているか。特にイノシシについての侵入に関しましては、先ほどの答弁にもございましたが、県のイノシシ侵入防止対策の柵を設置するという事で、県内の全ての養豚場でそれを設置しているという状況になっております。

また、野生イノシシに関してであります。県では野生イノシシでの豚熱の侵入状況、やはりこれをきちんと把握する必要があるということで、11月1日から、それまでは死亡した野生イノシシの検査を行ってはいましたが、11月からは捕獲したイノシシの検査を始めております。その捕獲に当たっては、当然ながら猟友会等の御協力をいただきながら、捕獲したイノシシから血液を採取して家畜保健衛生所で検査をするということで、きのうまでに48頭で検査をしております。当然ながら全て陰性でした。このように野生イノシシの検査についても、今後も継続して行っていくこととしております。

○中村農業振興課総括課長 野生イノシシの生育状況の把握についてお尋ねです。正確な数字というものは入っていないわけです。確実に被害が拡大しているとの実態も踏まえまして、今年度環境生活部と連携しながら、生育状況の各市町村へのアンケート調査等も実施しております。そういった状況も踏まえながら、生育状況のほうを確認、また先ほども答弁申し上げましたとおり捕獲の強化といったものにも努めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 ワクチン接種推奨地域に指定される前の今々の予防対策も大事だと思いますので、ここにしっかり取り組むとともに、地域に指定された場合にはいち早くワクチン接種を対応していただいて、万全の対応をお願いしたいと思います。

それで、やっぱり最悪の事態というのは発生後の対応だと思います。630人の体制というお話もありました。防疫指針などを見ますと、発生した場合には24時間以内の屠殺と、72時間以内の焼却、埋却ということも防疫指針に明記されています。630人の体制が確保されたということでもあります。これがしっかりと防疫演習、訓練とか、有事に備えた、人的体制ではなくて、そういう訓練も含めてやはり危機管理をしていくべきだと思います。発生後の対応についても完全な体制として計画はされているのかどうか、このことも心配するところでもありますので、その点についてお聞きして終わりたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 発生後の対策はとられているかというところのお尋ねです。まず先ほども申し上げましたとおり、県職員630名を既に防疫作業の支援班として指定して

いるというところ、またその作業支援班がきちんと機能するようというところで、定期的に防疫演習等を実施しているところです。また、県職員だけではなく、当然ながら殺処分した後の埋却という行為もありますので、埋却に当たりましては県の建設業協会等の御協力をいただくこととなっております。建設業協会のほうでも定期的に防疫演習として、例えば埋却用の穴を掘るような訓練等も行っております。そのように県だけではなく、関係機関と協力しながら速やかな防疫対策がとれるような体制を整えているところです。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川振興・衛生課長 議案第4号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

議案（その2）の6ページをお開き願います。なお、条例案の内容については、便宜、お手元に配付している議案第4号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨ですが、家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証の書きかえ交付及び再交付について、手数料を徴収しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容ですが、家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証の書きかえ交付及び再交付の申請に係る規定が新たに設けられたことから、当該事務に係る手数料を新たに徴収しようとするものであります。なお、手数料の額は、同様の事務である家畜人工授精師免許証の書きかえ交付及び再交付と同額の1,700円とするものであります。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員 とてもおかしい話ですが、このような事案は、今回が初めてですか。

○西島森林保全課総括課長 今回の類似の事故は、過去に1度発生しております。具体的には、平成22年度に釜石市箱崎町地内の県有防潮林箱崎事業区内で立木が倒れまして、隣接地の家屋2棟を破損させたという事案が1件、過去にあります。

○佐々木茂光委員 過去のそういった事案が生かされないというか、多分そのときで忘れてしまっているのではないですか。この話にかかわらず、やっぱりほぼ枯れている木があります。松くい虫で、もうすっかり今々倒れてもいいような、折れてもいいような状態のものがやっぱりあると思うのです。この程度で10万円かかっているわけで、早め早めに見回りをしてきちんとした対応が必要です。これは、県道などでもよく緑石に乗り上げたとか、道路に穴があいていたということがあります。そういうのは、我々は一応指摘をしたりはしているのです。だから、そういうものにはしっかりと対応した形で、本当にこれは恥ずかしい話で情けない話です。しっかり気を入れて管理していかなければだめなのではないかと思いますがいかがですか。

○佐藤農林水産部長 県の原因でこういった事故が起こるとするのは、御指摘のとおりと考えております。県有林等も非常に面積も多いし、いろいろなところもあるということで、日ごろからいろいろな手を尽くしながら経過観察等もしておりますが、こういうことが起こらないように引き続き十分な確認等をしてまいりたいと思っております。

○高田一郎委員 今回のいわての森林づくり県民税の中で、気象被害等を受けた森林の整備ということで、枯死、倒木処理の追加をすとか、いろいろ書いてあります。最近道路を車で運転していると、国道、県道を含めて倒木の危険とか、そういう看板が結構ありまして、こういったものを看板だけではなくて、早く対策をとるべきだと感じながら最近車を運転しているのです。県内の実態を把握して、このような損害賠償に至らないような対策をとるとというのが今度のいわての森林づくり県民税の中に盛り込まれた内容として理解していいのかどうか、お伺いします。

○橋本林務担当技監 今回の事案につきましては保安林ということで、この事故があつて以降、各広域振興局には保安林に対してそういったものがないか、しっかり見るということで調査をしております。

それから、いわての森林づくり県民税につきましては、これまでも議会でいろいろ出てきたわけですが、全国植樹祭もあるし、いずれそういった枯死経過木などの伐採についてしっかり対応すべきだという話もありまして、いわての森林づくり県民税の最終案にも入れたわけです。今の取り組み状況はまだ議会で承認していただいた後の話になるかと思いますが、そのような箇所をリストアップして、保安林ではないところを中心に、全国植樹祭まであと2年ぐらいありますので、重点的にそういったところを対応していこうと現在考えているところです。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 33 号家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備に関する請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○菊池団体指導課総括課長 家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備に関する請願について、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

資料の中の 1、家畜共済制度の概要から 3、今後の家畜診療所の運営までは、岩手県農業共済組合を所管する団体指導課が、また次のページの 4、獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画と 5、岩手県農業共済組合家畜診療所等の大家畜臨床獣医師の分布につきましては、獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画を所管する畜産課が説明いたします。

まず、1の家畜共済制度の概要についてですが、農業者が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、家畜の死亡や病傷等の被害があった場合、被害による損失を補填する公的な共済制度で、実施主体は農業共済組合とされ、本県では岩手県農業共済組合が実施主体となっております。岩手県農業共済組合、以下組合とありますが、組合は 3 基幹診療所と 6 診療所の計 9 カ所の家畜診療所を運営しております。

家畜共済制度は、死亡廃用共済と疾病傷害共済から成り、加入対象は牛、馬、豚となっております。対象となる事故は、死亡廃用共済は死亡及び廃用、疾病傷害共済は病気及び傷害となっております。令和元年度の加入実績は、加入率で申しますと死亡廃用共済は 46.6%、疾病傷害共済は 70.7%となっております。

次に、2の家畜診療所に係る制度改正についてであります。 (1)の経理処理の見直しが行われ、家畜診療所の運営は平成 30 年度まで家畜共済勘定——これは家畜共済の損益をまとめる勘定区分となりますが、その中で家畜共済と一体で経理処理してまいりました。家畜共済制度が改正され、平成 31 年 4 月から家畜診療所の収支を明確にするため、家畜共済勘定と家畜診療所勘定に分離することとされ、家畜診療所は独立採算制となりました。また、家畜診療所の運営に必要な費用は、制度の見直し前は共済掛金に含めて組合員が負

担していましたが、制度の見直し後は診療料金を独自に設定し、診療所を利用した組合員が負担することとなりました。

(2)の見直しによる影響ではありますが、家畜診療所全体の収支は、制度改正前の平成30年度は2,900万円の黒字でしたが、令和元年度は共済掛金に含めていた組合員負担がなくなり、独立採算制となったことから1億500万円の赤字となりました。

各診療所における収支状況は表のとおりです。なお、県北基幹診療所の基幹診療所、北岩手診療所、葛巻診療所の3カ所は、旧盛岡地域農業共済組合であることから一元で経理を行っております。

次に、3、今後の家畜診療所の運営ですが、組合は家畜診療所運営改善検討委員会を立ち上げ、収支改善策について検討中であり、家畜共済制度の改正により診療料金を独自に設定できることとなったことから、総代会の議決を経て診療料金を引き上げることとし、1点10円から12円に引き上げ、令和3年4月から実施する予定としております。また、診療体制の変更や家畜診療所の統合等を検討する予定としております。

○長谷川振興・衛生課長 次のページをごらんください。引き続き4の獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画ですが、岩手県計画は獣医療法第11条に基づき、都道府県が定めることができるとされており、本県の獣医療が今後の畜産業の健全な発展等に寄与していくため、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図ることを目的としております。

現行計画の計画期間ですが、平成23年度から令和2年度の10年間で、次期計画につきましては、計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間で、令和3年3月の策定を予定し、現在策定作業を進めているところです。

主な内容は、産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保目標及び対策等で、現行計画での確保目標につきましては、産業動物分野で191名、公務員分野で132名、計323名としております。確保対策につきましては、獣医師修学資金制度の活用等により進めているところです。参考として、現行計画期間における獣医師修学資金の貸付状況を記載しています。これまで23名に貸し付けており、卒業した10名が県内の県または農業団体の診療所に就業しております。

次に、5の各地域における岩手県農業共済組合家畜診療所等の大家畜臨床獣医師の分布状況ですが、表は牛などの大家畜診療に従事する臨床獣医師の数を共済組合家畜診療所の所在地域別に個人開業の獣医師を含めて整理したものです。県内では120名の獣医師が大家畜診療に従事しており、うち50名が共済組合の家畜診療所に所属、また70名が個人開業となっております。獣医師1人当たりの牛飼養頭数を地域別に見ますと、県北基幹家畜診療所が所轄する盛岡地域、また磐井地域、沿岸地域が相対的に多く、他地域に比べ当該地域の臨床獣医師が受け持つ家畜頭数が多いことがうかがえます。以上で説明を終わります。

○吉田敬子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 本請願の取り扱いを決めたいと思います。

取り扱いに対してはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 34 号「森林・林業基本計画」の推進を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○橋本林務担当技監 それでは、お手元にお配りしております資料によりまして、参考説明として、森林・林業基本計画について御説明いたします。

まず、第 1 の 1、森林・林業基本計画の概要についてであります。国の森林・林業施策の基本方針を定める森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえた政策的な対応方法を明らかにし、森林及び林業に関する施策を体系的に講じた上、おおむね 5 年ごとに変更することとされております。

現在の森林・林業基本計画は、平成 28 年 5 月に閣議決定されたもので、計画では本格的な利用期を迎えた森林資源を生かし、CLT や非住宅分野等における新たな木材需要の創出と、主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を進め、林業、木材産業の成長産業化を図ることとしております。

次に、2 の森林及び林業に関する施策についての基本的な方針ですが、計画では森林及び林業をめぐる情勢報告等を踏まえた対応方向として、資料の 2 の (1) の資源の循環利用による林業の成長産業化、(2) の原木の安定供給体制の構築、(3) の木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出、(4) の林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生、(5) の地球温暖化対策、生物多様性保全への対応の五つの方策を掲げております。

まず、(1) の資源の循環利用による林業の成長産業化では、戦後造成されてきた人工林、約 1,000 万ヘクタールの半数以上が 10 齢級以上の主伐期を迎えており、森林資源を循環利用することが大きな課題となっていることから、人工林において先行的に路網を整備するとともに、主伐後の再造林対策の強化などにより主伐、再造林の循環を確かなものとし、これらの取り組みを通じて林業の成長産業化の早期実現を図ることとしております。

(2) の原木の安定供給体制の構築では、大型の製材、合板工場等の整備が進み、木質バイオマスエネルギー利用が拡大の傾向を見せる中、安定的かつ効率的な原木調達を望む声が高くなっていることから、面的なまとまりを持った森林経営の促進等により原木供給力を増大させ、安定供給体制の構築を図ることとしております。

(3) の木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出では、高齢化と人口減少が進む中、約 3 割にとどまる木材自給率を高めていくとともに、新たな木材需要を創出していく必要があることから、品質、性能の確かな製品供給や国産材を使用した横架材等の開発、普及

等により木材産業の競争力を強化、さらにCLT等の新たな木質部材の開発、普及や、従来木材が利用されてこなかった非住宅建築物の分野での木材利用の促進を図ることとしています。

(4)の林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生、それから(5)、地球温暖化対策、生物多様性保全への対応では、ただいま説明いたしました(1)から(3)に示す取り組みを通じて地方創生に寄与するほか、間伐の適切な実施などにより、森林吸収源対策を含む地球温暖化防止や生物多様性の保全に係る取り組みを推進していくとしています。

次に、3、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標というところで、(1)の森林の多面的機能の発揮に関する目標は、林齢や高さのほぼ等しい樹木から構成され、木材等生産機能の発揮が特に期待される育成単層林——いわゆる一般的な人工林の話になりますが——を整備し、森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、自然条件等を踏まえ、林齢や高さの異なる樹木から構成される育成複層林への誘導を推進する目標となっております。

(2)には、林産物の供給及び利用に関する目標のうち、国産材の供給に関する目標をお示しさせていただいております。この表でいきますと平成37年——今にしますと令和7年になりますが、令和7年における国産材と今現在を合わせた木材の総需要量を7,900万立方メートルと見通した上で、国産材の木材供給量の目標は平成26年の実際の1.7倍に当たる4,000万立方メートルと、木材自給率が50%を超えることを目指す目標となっております。

この資料の2ページ目以降につきましては、林業産出額ですとか、造林面積、間伐面積などについて、本県と全国の統計値を比較した資料を参考として提出させていただいたので、説明は割愛させていただきます。

最後に、資料には記載しておりませんが、次の森林・林業基本計画については、令和3年6月の閣議決定を目指して、国の林政審議会の意見を伺いながら、林野庁において策定作業を進めているところと伺っております。ことしの10月に行われました林政審議会での検討では、目標に対する状況としては燃料用材が牽引する形で木材総需要量と木材供給量が順調に増加している、そういう話がある一方で、主伐後の再生林が進まず、植栽面積は主伐面積の3割程度ということで、再生林の低コスト化等について議論が行われております。林政審議会では、今後もテーマごとの会議を重ね、検討を進めていくこととなっております。以上で説明を終わります。

○吉田敬子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものがありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○吉田敬子委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○五日市王委員 漆振興についてお伺いをいたします。

御案内のとおり、奥南部漆物語が文化庁の日本遺産に認定されまして、今回先ほど申した伝統技術がユネスコの無形文化遺産の登録勧告を受けて、今月にも正式に決定する見込みということです。農林水産部としての今申し上げました2件に対する所感をまずお伺いしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 漆の伝統技術にかかわります文化庁日本遺産認定、ユネスコ無形文化遺産への登録勧告に関する所感についてですが、平成27年2月に文化庁が国宝、重要文化財の修復に使用する漆の100%国産化の方針を示したことによりまして、国産漆の需要が拡大しておりますことから、国内最大の漆の生産地であります本県の漆への注目が高まっているところでございます。

このような中、今般本県の漆生産の中心地域であります安比川流域に受け継がれる漆の伝統技術が日本遺産に認定されたことは、本県にとって大変喜ばしいことと考えております。また、11月には、重ねまして二戸市の日本うるし掻き技術保存会の日本産漆生産・精製技術を、これが含まれます木造建造物を受け継ぐための伝統技術、こちらがユネスコ無形文化遺産に登録勧告されたということにして、今後漆文化が国内外に情報発信されることによりまして、多くの方が漆文化に親しみ、国産漆の価値が高まることによりまして、本県の漆産業の振興が図られ、地域の活性化につながることを期待するものであります。

○五日市王委員 それで、これまでは、漆といえば今お話があったように文化庁という感じもありましたし、あと漆器ということであれば商工という感じがありました。余り農林水産部の出番が薄かったような気はしているのですが、いずれ木がなければどうにもならない問題です。これまで県でも岩手の漆新時代云々という事業にも取り組んではいただいているのですが、いずれこれまでの取り組み状況と、今言ったこの2件を受けて、今後の農林水産部としての振興策について何かお考えがあればお伺いをしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 漆振興に関する取り組み状況についてですが、県産漆はおおむね15年生以上の漆の木から約半年間で樹液を取り尽くし、その後切り倒すという方法で生産をされており、このため急増する国産漆の需要に対応するためには、伐採後に新たに植栽を行い、漆林を造成することが必要となっております。このため、漆の産地であります二戸市では、令和元年5月に二戸市漆林創生植栽計画を策定し、年間2トンの漆の生産に向けまして漆林の造成に取り組んでおります。

県では、国庫補助事業を活用した漆の植栽への助成を行っておりますほか、漆の苗木生産マニュアルの作成や漆苗木生産技術の研修会を開催するなど、関係機関、団体等と連携しながら、漆の木の生産拡大に向けて支援をしてまいったところです。その結果、二戸市ではその計画で漆苗木の植栽目標としております年間2万本の達成に向けまして、地元の森林組合において平成30年から新たに苗木の生産を開始してございまして、平成30年度の約3,000本の苗木生産から、令和元年度は約1万3,000本に増加したところです。

今後の振興策についてですが、県ではこれまでの取り組みに加えまして、昨年度から林業技術センターにおきまして漆の種子の発芽率向上に向けた試験研究に取り組んでおりますほか、今年度からは新たに重労働でありました苗木の移植の効率化に向けて二戸市が進めております苗木掘り起こし機械の買い入れ検討に参画するなど地域と一体となって取り組んでいるところです。

今後も委員から御指摘がありました県が主催しますいわて漆振興実務者連携会議といった部局連携の会議を通じまして、関係する市町村、団体と連携しながら、引き続き県産漆の生産拡大によります本県漆産業の振興に向け、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○五日市王委員 いずれ文化庁の修復だけで大体2.2トンぐらい必要だと言われていまして、漆器と合わせて3トンぐらい必要なのです。今年間採取量は多分1.5トンぐらいですか。1トンの漆をとるのに9万本が必要だと言われます。多分採取できるのが15万から20万本ぐらいしかないはずなのです。いずれどんどん植えていかないと、とても追いつかない状況ですし、あまりないかもしれませんが、ほかの地域に日本一の座を奪われる可能性も出てくるのではないかと思います。ただ、いずれそういった意味では、やっぱり県有林とか、あと県有地とか、使っていないところもどんどん活用して植えていくということも必要だと思います。先般は、林野庁のほうの国有林にいろいろと植えていただいたようですので、そういったことはできるものでしょうか。

○西島森林保全課総括課長 ただいま漆の植栽というお話で、県有地の活用というお話もありました。漆というのは、非常に肥えた土、いわゆる奥山ではなくて里に近い土を好むというお話も聞いております。そういったお話もありますし、委員のお話をすれば、いわゆる土地所有者と分収契約を結んでいる森林ではなかなか難しいと感じておりますが、場合によっては模範林と称しますところがたしか5,000ヘクタールほどありますので、そういったところでの活用というのは今後検討の俎上に上げることは可能と考えております。

○五日市王委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、いずれ日本遺産であり世界文化遺産ということで、名実ともにジャパンになったわけです。これをPRする絶好の機会が全国植樹祭だと思っております。ぜひ植樹祭において天皇皇后両陛下にお手植え、あるいはお手まき、いろいろあるようですが、ぜひ漆も加えていただきたいと思っておりますので、検討状況を伺います。

○工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長 全国植樹祭における漆の活用についてですが、全国植樹祭につきましては現在令和5年の開催に向けまして、会場整備のほか、式典行事の内容や運営方法などを定める基本計画の策定に取り組んでいるところです。全国植樹祭では、生産量日本一の漆、これを初めまして、あとは木炭など、地域に特徴のある岩手の森林、林業のこういったものについての姿を、全国から本県を訪れる多くの方々、そして県内の方々も含めまして十分に知ってもらえるよう、式典での映像紹介、あるいはPRコーナーでの展示に加えまして、参加される方々への大会記念品など、漆を用いた木材関連製品を検討するなど、積極的に情報発信していけるように準備を進めてまいります。

○五日市王委員 それはお願いしたいのですが、漆にかぶれることへの御心配もあろうかと思いますが、ぜひもう少し踏み込んでほしい。いずれライフワークとしてまたこれを取り上げさせてもらいたいと思っておりますので、よろしく願います。

○白澤勉委員 本会議でもお米の米価下落等について、さまざまな委員から御質問が出ておりました。私もこの米価の下落への対応についてお伺いしたいと思っております。

今ある程度収穫が終わって、集荷も大分進んできているところでありますが、この前の吉田委員長の質問でも事前契約、あるいは複数年契約の状況ということで、全国と比べても13ポイントとか、あるいは複数年契約だと40ポイントとか非常に岩手県のお米に対する評価がある意味高いのかなと思って聞いておりましたが、改めてまず東北、あるいは競合産地との状況、評価認識、どう受けとめているのかお伺いします。

○佐藤県産米戦略監 県産米の事前契約、それから複数年契約の状況についてであります。令和元年産の県産米の事前契約の割合は、委員御指摘どおり65%、東北平均と比較しましても19ポイント上回っております。また、本県では事前契約した数量全てが複数年契約というふうになっておりまして、その割合は東北平均と比較しましても30ポイント上回っているということです。本県の事前契約率や複数年契約率が他産地に比べて高いということは、産地にとってより安定した取引につながっているものと評価しているところです。

○白澤勉委員 ちなみに、令和2年産米というのは今どのような状況なのでしょう。

○佐藤県産米戦略監 昨年は八十数%ということで、令和2年産米につきましても、ほぼ昨年並みに事前契約、それから複数年契約が結ばれているところです。

○白澤勉委員 そういった中で、本県のフラッグシップ米の銀河のしずく、金色の風なのですが、ことしの作付の状況は、金色の風が280ヘクタール、銀河のしずくについては1,700ヘクタールというようなところで作付されていたと思います。私は、やはりこの銀河のしずく、金色の風について、積極的に他産地と競うというか、アピールしながら進めてきていると思いますし、していかなければいけないと思っているのですが、まずこれまでの販売活動をどう評価しているのか、また今後の販売戦略、他産地との違う戦略をどう展開しようとしているのか、お伺いします。

○佐藤県産米戦略監 ブランド米の販売戦略についてですが、県ではこれまでオリジナル品種ブランド化戦略に基づきまして、大消費地でのトップセールスや県内外でのテレビのCMなど、積極的なプロモーションを展開してまいりました。その結果、全国の取り扱い米穀専門店が金色の風、それから銀河のしずくとも500店舗を超え、平成29年から約4倍に増加しております。これまでの取り組みは、一定の成果を収めてきたと評価しているところです。

本県では、これまで全国の手米卸売業者やお米マイスターのいる米穀専門店等々のネットワークを築いており、これが本県の特徴でして、積極的に米屋さんに訪問し、そして結びつきを強化してきたという強みがあります。その強みを生かし、今年度は金色の風、銀河のしずくの販売促進キャンペーンや金色の風のあっせん販売等を実施しております。今後ともこれまで築いてきたネットワークを生かしながら、県産米の品質の高さやおいしさに加え、県産食材と組み合わせたおいしい食べ方などをアピールし、販売拡大につなげてまいります。

○白澤勉委員 何か本当にすごいのだという評価が、これまでも生産者と一緒に首都圏の米屋さんとかを回った際にいろいろと声を聞いていると思います。銀河のしずくについてはまあまあ高い評価をいただいていると聞いています。金色の風についてはなかなか厳しい評価も実はいただいていると聞いています。そこでお伺いしますが、来年の作付状況の計画についても、もう既に生産者等々と今いろいろと協議を進めていると思うのですが、この金色の風、銀河のしずくに限って聞きます。ここは通告していませんが、作付計画をどのように考えているのでしょうか。

○佐藤県産米戦略監 金色の風、銀河のしずくの作付計画ですが、まず令和3年産につきましても、金色の風につきましても引き続き県南の栽培適地で作付するということですし、銀河のしずくにつきましても昨年度の作付状況を精査しておりましたので、拡大した栽培適地で作付するということにしています。

それから、米は需要に応じた生産をするということがやはり重要ですので、各実需者からの要望を基に現在の販売価格の維持、あるいは業務用での引き合い等も考慮しながら、作付を推進するというところで今進めているところです。現在は、令和3年産の作付をする

経営体の募集を今行っているところです。

○白澤勉委員 少し確認しますが、金色の風、銀河のしずくは拡大するという感じなのでしょう。先ほど米屋さんを回って引き合いが強いような答弁があったと思いますが、需要に見合った生産を進めるのだという考え方で、目標に対しての作付面積をやっているということを以前にも伺いました。拡大する方向なのでしょう、縮小するのでしょうか、お伺いいたします。

○佐藤県産米戦略監 先ほど申し上げましたが、需要に合った生産をするということが非常に重要であるということを考えておまして、銀河のしずくにつきましてはそれぞれ業務用米として結構需要がありますので拡大する方向にあるかと思っております。金色の風につきましては、確かに需要がどんどん伸びているかというところではなくて、高値で、こういう食感を好きなお客様もおりますので、そういう人たちが今の需要とほぼ同程度だと思っております。今後は、もっと地名度を向上してふやしていきたいと思っております、今のところでは大体昨年規模ぐらいのものになるかとは思っております。

○白澤勉委員 面積的には、当初は2,000ヘクタールで持っていこうという計画でしたが、実際はそこまでふえていません。来年の令和3年産はどのような感じでしょうか。

○佐藤県産米戦略監 今、来年の作付について募集をしているところで、まだ取りまとめっておりませんので、具体的な面積について幾らになるということはまだお答えできませんが、大体銀河のしずくについては去年よりもふえていくと感じております。

○白澤勉委員 ぜひいろいろな生産者や実需者、マーケットインの川下の声を聞きながら、生産者なりの意向もそのとおりですが、先ほど需要に応じてつくっていくのだということですから、卸だとか、そういった部分の声をどう捉えていくのかを含めて、いろいろと取り組んでいっていただきたいと思っております。

後ほどお聞きする消費拡大の話にも関連してくるので先に進みますが、今後の水田活用について、飼料用米への生産拡大の取り組み等々を今進めています。宮城県でも農業再生協議会等を開いて、産地交付金を活用した支援措置等々を進めていくということで、具体的な数字目標を掲げておりますが、本県独自の政策を盛り込んだ抜本的な方針転換をどのように考えて今後進めていこうとしているのかお伺いします。

○工藤水田農業課長 本県の米生産に当たりましては、消費者、実需者に支持されるブランド米や業務用米など、用途別の生産を今話題になりましたとおりの需要に応じて進めるということで、それとともに飼料用米や大豆、地域特性を生かした野菜等への転換など、主食用米と転換作物の最適な組み合わせによる水田のフル活用によって、生産者の所得が確保できるよう取り組んでいくことが重要と考えております。このために、国が直接生産者に交付する産地交付金を活用したこれまでの取り組みに加えまして、特に飼料用米につきまして、主食用米と同様の栽培管理ができて、今後も需要が見込まれることから、作付の拡大が図られるように飼料用米の新規の作付に対し、主食用米との収入の差を補う新たな支援策というのをも計画しているところです。

○白澤勉委員 具体的な生産目標は恐らく持っているのだと思いますし、それを基に今、生産者と協議しているのだと思います。宮城県のほうでも主食用米以外の品目をこれまでの実績だとか生産目安、目標を立ててさまざまつくっておりますが、少しそこら辺の具体的な目標みたいなおところをお示しいただければと思います。

○工藤水田農業課長 具体的な目標ということなのですが、宮城県と同じように県の再生協議会のほうで来年度の生産目安を立てているところです。その生産目安につきましても、出荷業者や農業団体の方々と協議会が組織されておりますので、そこで協議をして生産目安というものを定めているものです。

それで、もちろん食糧法のもとに、今度この生産数量目標というものを、平成30年産以降は配分というものは行わないということにしましたので、その辺の目安というものになっているのです。それを今協議会のほうで定めているのですが、その協議会では来年度の目安につきましても、国の示した令和3年産主食用米生産量693万トンをベースに算定しております。この693万トンに岩手県シェアの3.65%を掛けて、来年度の生産目安25万2,945トンというものを定めております。面積換算でいきますと、これは4万6,967ヘクタールになります。この県の生産目安を基に、各市町村別にそれぞれの地域のほうで、また話し合いなりしていただくのですが、県の協議会で示した数字、25万2,945トンの県の生産目安、これに各市町村のシェアというものを掛けて各市町村の目安を定めております。どのように進めていくかというものは、各地域の再生協議会のほうでその後検討していただくという流れになっております。

○白澤勉委員 聞き方が悪かったのか、申しわけございませんでした。私も食糧管理制度から新食糧法を担当した人間ですので、そこら辺の話は十分わかっていますし、限度数量から出荷数量を担当して配分までしていました。私が聞いたかったのは、いずれ本県が今回トータルで25万トンとかあるという中で、備蓄米とか飼料用米とか、やはりある程度加工用米とか、そこら辺の数字というのを当然積み上げてはいくのでしょうか、まずその全体を捉えながら、生産者は作付計画とか営農計画を立てているわけですから、そこら辺の状況が現在どのような状況か伺いたかったものです。お願いします。

○工藤水田農業課長 失礼いたしました。今申し上げたように全体の主食用米の生産目安というものは定めているのですが、今お話がありました備蓄用米や主食用、輸出用米、飼料用米などのそれぞれに関しての目安、いわゆる目標的なものは定めておりません。

○白澤勉委員 わかりました。時間もないのでこの程度にしますが、いずれ最近思うのは、その生産調整的なところと消費拡大の両輪で進めていかなければいけないと思っております。

実は、総務省の家計調査における岩手県の米の消費量がどのくらいかといいますと、県では出ていないのですが、政令市とか県庁所在地のある県でいくと、お米は盛岡市が全国第6位の購入量、消費量になっているのです。ただ、モチ米は39位ですが、お酒、酒類が全国の第5位とこれも高いのです。そして、最近の新型コロナウイルス感染症の状況の中

で、1世帯当たりの米の購入数量がどのような動きになっているのかということで、多分把握されているのだと思いますが、コロナ禍になってから伸びています。それぞれのお米の購入数量というのは、前年対比、月ベースで見えていくとプラスで動いてきております。何を言いたいかということ、改めて米の消費拡大に対して、もっとこのコロナ禍を契機に、今追い風になっているのかなと思いますので、個々の家庭に向けての消費拡大の取り組み、県民運動、そういった動きをぜひ仕掛けていただきたいと思います。業務用は少し減ってはいるものの、家庭向けが伸びておりますので、その辺の今後の取り組みについてお伺いしたいと思いますし、ぜひ若い世代への米離れ対策を、ターゲットを若い世代に向けてしっかりと取り組んでいくべきだと思いますが、最後に御所見を聞きます。

○佐藤県産米戦略監 県民運動的な消費拡大運動ということですが、県では需要が停滞した県産農林水産物の消費拡大を図るために、買うなら岩手のもの運動を展開し、民間事業者との協働による買うなら岩手のもの総合サイトの開設による県産農産物等の情報提供や、県内の販売店、それから飲食店等におけるフェアの開催などに取り組んでおります。お米につきましては、消費拡大については買うならいわての美味しいお米新米フェアの開催や、大手弁当チェーン店での岩手ひとめぼれ新米キャンペーンの実施に加え、今年新たに若い方にもつながるようということで、県産米のさまざまな食材と組み合わせたメニューを紹介するインスタグラムを活用しまして、岩手白米百景というサイトも設けております。そのようなサイトなどによる情報発信での取り組みを今度は強化しているところです。

○佐々木農産園芸課総括課長 先ほど臼澤委員から御質問のありました県としての転換の部分の目標についてですが、目標としては持ち合わせていないとの答弁でしたが、県としての想定した部分は持っているところです。各地域で水田フル活用ビジョンというのをこれからつくってまいりますので、そうした中で決められていくというものです。そうした部分につきましては、生産者の意向等々もありますので、まずは地域で決めていくこととなりますので、御了承をお願いいたします。

○田村勝則委員 私は、このたび改正になりました種苗法についてお伺いします。

種苗法が可決成立したわけですが、これは品種の開発者が栽培地域を国内や特定の都道府県などに限定できるようにする改正で来年4月施行ということ。それと登録された品種の自家増殖を許諾制にする改正でこれは令和4年4月施行ということで報道されております。この改正には、衆議院、参議院の農林水産委員会で政府に対して、一つ目は種苗の適正価格での安定供給、二つ目は自家増殖の許諾手続の適切な運用を求めるとした附帯決議が採択されているようです。

そこで、我が県の登録品種の現状と、これまでの問題点について認識されているようなことがあれば、まずお伺いをしたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 今回の種苗法の改正に係る本県の登録品種の現状と問題点についてです。県内で栽培されております作物、野菜、果樹、花卉等の品種につきましては、JA等の聞き取りも含めまして集計しますと約550品種を超えるのではないかと

思っております。このうち種苗法改正の影響が懸念されます登録品種につきましては約100品種ぐらいが利用されていると見ております。県内で栽培されている品種のうち、登録品種数の割合ですが、米、麦で約6割、野菜全般では約1割、果樹全般では3割未満ということで、品目ごとに大きく異なっているのではないかと見ております。

問題点についてですが、この種苗法の改正によりまして登録品種の自家増殖が育成権者により制限された場合、県内の生産者に与える影響といたしましては、先ほど申し上げたように品目ごとによって大きく異なると考えております。登録品種の利用に当たり、自家増殖の制限がされる可能性が生じるということが生産者の不安につながっているものと認識しております。

○**田村勝則委員** この改正の大きなところは、やはり日本の種苗の海外流出を防ぐためということがあるわけですが、一方で許諾制等が導入されることによって農家の負担がふえるということで心配をされている向きもあると思います。そこで、私が農家の方々に聞いてみますと、やはりまだ中身がよくわかっていない。実は園芸農家に聞きましたらわかっていなくて、いやいや、私はこうやっているから大丈夫だと思っていましたと。もう許諾制になって、そこに許諾料も発生するのですよということでお話を申し上げたら、いや、それは大変だなという声がありました。

現実的に先ほどの品種が、2016年のあたりには82種が登録品種であったのですが、既に2019年、昨年3月だと387種が登録をされているというようなことで、かなり登録品種がふえているということがあります。具体的に岩手県の場合、米の登録品種というのはどういうことになっているのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○**小原農業普及技術課総括課長** お米の登録品種数ということですが、県内で栽培されております品種数が、これも農協等の聞き取り等をベースとした数字ですが、32品種あると見ております。このうち、その登録品種というのは19品種というふうに聞いております。

○**田村勝則委員** 結構あるんですね。今までのいろいろな記事を読みますと、一般品種のほうが多いのだよと、登録品種はそんなに多くないからというような説明もなされているところなのですが、実際はやはり19品種もあると非常に岩手県にとってもしっかりと対応していかなければいけないのかなと思うところです。

次に、登録者の内訳なのですが、いわゆる育成者、品種の登録をしているものの内訳を見ると、これは何年度の数字かわからないのですが、私が持っている資料であれば企業が49%、個人が21%、都道府県が15%というような割合で、農家が品種を登録しているケースも結構あるという中で、岩手県の場合にはどのような中身になっているか、おわかりになればお知らせ願います。

○**小原農業普及技術課総括課長** まず、米の場合を例にとりますが、先ほど申し上げました19の登録品種の内訳ということでお話をさせていただきます。本県からは10品種、そして国や他県、公設試験場と言われているところが6品種、そして民間からは3品種となっております。

○**田村勝則委員** 本県の場合には 10 品種ということで、結構多いわけですが、例えば北海道では米だと 99%とかというような登録品種になったりしているのだそうです。ところで私がどうしても疑問に思うのは、登録品種と一般品種とあるわけですが、登録品種の取り締まりをどうしてやっていくのかを調べましたら、全国に 20 ぐらいあって、そこが核になって調べていくのだというようなことが何か書いてあったような気がしたのですが、わかっている範囲で答弁できればお願いしたいと思います。

○**小原農業普及技術課総括課長** 委員のほうから登録品種の権利の部分がしっかりと保持されるように見張っていただけるかという質問でした。農林水産省や農研機構の中で、海外で品種登録をする際に必要な費用を補助したり、権利に関する相談に乗ったりするところとして種苗管理センターがあります。ここには、いわゆる品種保護Gメンと言われる方々が 20 名ほど配置されておりまして、それぞれ違法な増殖をしていないかとか、品種登録したものの権利が侵害されていないかというようなことをチェックする機関として、そういった対策役が配置されているところです。

○**田村勝則委員** 最後に、園芸農家や米農家に聞きましたが、やはりこれは心配な部分が多いなという声のほうが多かったのです、そこで、県としても、これから国からおりてくるでしょうが、しっかりと農家の不安がないように対応をしていただくようお願いを申し上げて終わります。

○**吉田敬子委員長** この際、昼食のため休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**吉田敬子委員長** 再開いたします。

○**工藤勝博委員** 私も来年度の水田農業に関して何点か質問させていただきます。

県のことしの作柄を見ながら、また全国の来年度の取り組みを想定しながらの再生協議会で、来年度の生産目安を設定したわけですが、例年以上に早い段階でなされたということに関しては大変評価したいと思います。そういうことも含めて、一番目下で関心があるのは、来年はどのぐらい、何をどうつくったらいいいのかというのが大きな課題になっているのだというような、そういうことも含めて県のブランド米、あるいは業務用米の生産目標といいますか、進め方、どういう形で進めていくのかお聞きしたいと思います。

○**佐藤県産米戦略監** ブランド米、あるいは業務用の推進ということですが、県産米の販売割合は家庭用向けが 6 割、それから中食、外食の業務用向けが 4 割となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により家庭用の需要が増加する一方で、業務用の需要が低迷しているところです。

このような状況の中で、主に家庭用向けとして販売されているブランド米である金色の風、あるいは銀河のしずく等につきましては、実需者の要望を踏まえて作付をふやし、販売を推進しております。一方、業務用向けについては需要の回復傾向も見られることから、卸売業者等との情報交換を密にして、需要動向を見据えながら関係団体等と連携し、販売

促進に取り組んでいこうとしております。

○**工藤勝博委員** 県産米のブランド米、金色の風、銀河のしずくについて先ほど来お話がありますが、ここ数年来作付けして、販売して、かなり評価が高いという状況だろうと思います。そういうことも含めてですが、全国各県、恐らくどの県でも二つ、三つのブランド米といいますか、主要な米の生産がされています。ことしの10月の相対取引の価格を見ても、ほとんどそれほど大差がない。唯一前年と比較してプラスになっているのは、北海道のゆめぴりか、あるいは山形のつや姫の2品種で、あとはそれぞれブランド米と言いつつも、大体60キログラム、1万4,000円から1万5,000円のラインです。そういう中での販売戦略というのは、これは並大抵ではないのだろうと思います。やっていますと言っている、ではよそとどう違うのかということだと思えます。仲卸や取引業者からも評価がよいと言われると思えます。そういう中での販売戦略はとても難しいと思えます。だから、私は今までもブランド米をどのようにセールスするかということは何回も質問してきました。今度は逆の発想で岩手県の米のよさを伝えるべきではないかと思っています。というのは、今コマーシャルをやっています。最後の1粒を食べて、あれで消費がふえると私は全然思いません。だから、販売戦略に関して従来にない発想でやるべきではないかと感じています。その辺の捉え方はどうなのでしょう。

○**佐藤県産米戦略監** ブランド米の販売戦略についての御質問です。確かにCMにしるSNSにしる、どこの産地でも活用されているというところですが、ただ岩手県の本当に特徴と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり米穀の専門店とのつながりということだと思っております。そういう専門店に積極的に訪問しまして岩手県の米をPRし、それから情報を引き出していろいろと結びつきを強くするといったことが非常に重要であると思っております。それを常に米屋のマイスターさんたちに理解してもらい、広げて、県産米を売っていくというのが最近の特徴ですので、そういう結びつきをさらに強化していきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 独自のブランド米として、金色の風、銀河のしずくがあるわけですが、実際に私もそれを生産していておいしいのです。それをいかに伝えるかというのが肝心だろうと思います。後ほどまた質問したいと思いますが、岩手県内でどれだけ消費されているか。金色の風にしろ、銀河のしずくにしろ、やっぱり県民がこの米はおいしいよ、そしてよそから来た人にもやっぱり岩手県の米はこれだけよそと違っておいしいよということを実感してもらい、そういう戦略も必要ではないかと思っています。それは、また後ほど質問したいと思っています。

そういうものを含めて、業務用米が結構苦戦するという状況です。やはり今までの作付の中で業務用米しか栽培できない地域も岩手県は必ずあるわけで、その業務用米の販売確保、これが大きなポイントになるのではないかと思っています。その関係の部分はどうなのでしょう。

○**佐藤県産米戦略監** 業務用米につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生前は、

右肩上がりに、家庭用よりもむしろ業務用のほうが需要が拡大していたところだと思います。ただ、コロナ禍の影響で今度業務用が少なくなって、逆に家庭用がふえている中身になっておりますが、ただ集荷してどちらに売るかということになってまいりますので、集荷したものを今言われている家庭用に売ります。それから、業務用が多くなる場合は業務用に出す。同じひとめぼれでありますので、売り方については、その用途に向けて売っていくということになるかと思えます。

○**工藤勝博委員** 私も業務用米という感覚は、ひとめぼれ、あるいはあきたこまち、銀河のしずく、金色の風以外のいわてっことか、それ以外の米、要は1ランク安い米、それが逆にある程度収量もあるのだということ、生産者にとっては多少500円、1,000円安くてもランクの低い米のほうがよいという地域があるわけです。それらも十分来年度には考慮していかなければならないのではないかと考えています。

それらも含めて、今年産米の在庫が来年に持ち越すと、来年の作付によってはかなり心配なところがあるわけです。それらも考えますと、水田の活用として今までは飼料用米とかがあるわけですが、それ以外にも高収益作物も推進しているということも含めて、その辺の取り組みも来年は本当に大事な年になるのだらうと思えますが、どうなのでしょう。

○**工藤水田農業課長** 来年度どのように転換していくか、そして高収益野菜をどう進めていくかというお話ですが、主食用米からの転換に対しましては、大豆、野菜、高収益野菜というものについての作付拡大というものは来年度進めていこうと考えているところです。飼料用米につきましては、先ほど答弁もさせていただきましたが、主食用米との収入差が課題となっていることについて、国の産地交付金を活用して収入の差を補うような支援策というものも検討しているところです。

そのほかにつきましては、大豆などに関しましては、今年度国でプロジェクトを組んでいるということもありますので、国の事業も検討していくということも考えております。野菜に関しましては、今県のほうで国の事業なり、県の事業をどのように活用していくか検討しているところです。

○**工藤勝博委員** 東北各県の中で、主食用米から飼料用米を誘導する策として、やはりそれぞれ各県で独自に支援策を考えていると言われております。岩手県でも当然それらの交付金を活用しながら支援することが必要だらうと思えますし。それはやはり、どうしても主食用米より飼料用米の収益が劣る話です。これは、来年どうなるかわからないのです。米価が下がった場合、これも大変なことなのですが、ことしの米価をベースにしても飼料用米と主食用米が均衡するくらいの一つの支援策がないと、なかなか飼料用米に転換できないのだらうと思えますので、その辺は来年までに十分考えていただきたいと思えます。

○**工藤水田農業課長** 飼料用米に関しましては、主食用米が10アール当たりの収入を令和2年産の概算金で試算しますと約11万円と見込んでおります。一方で飼料用米につきましては、平均の反収の場合、既存の交付金を含めますと約10万円と見込んでおり、その差額が大体1万円となります。その部分の収入を補えるような産地交付金の県枠をうまく拡

大し支援メニューを設定して、飼料用米への転換を推進していけたらと思っています。

○**工藤勝博委員** 岩手県の畜産はかなりの生産高があるわけですが、養豚なり肉用牛なりで利用される飼料用米の枠数はあると思うのです。以前は飼料用米のほうが多かったときがあったのです。やはり主食用米との差が開いてきて、だんだんに飼料用米が減ってきたというのが現状だろうと思いますが、その飼料用米の例えば面積的にどれだけの対応力があるのか、もしわかっているのであれば教えてもらいたいと思います。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 主食用米からの転換という部分につきましては、それぞれの経営状態なり、地域の事情等々の中で主食用米との最適な組合せで転換品目を選んでいく必要があると認識しております。

そうした中で、飼料用米の面積についての御質問でしたが、具体の数字は今持ち合わせておりません。しかし需要が見込まれるということですので、県といたしましては先ほど水田農業課長が答弁したとおり、一つは飼料用米を転換の柱ということで来年度以降取り組んでいきたいと考えているところです。

○**工藤勝博委員** 主食用米から転換する、全体の削減する部分が県全体でマイナス 2.5 ということなのですが、やっぱりそれらを強く打ち出していかないと、高収益作物を作付しようといったってなかなかできるものではないし、水田をいかに活用するかによってそれが達成されるような感じがします。

そこで、今年度の飼料用米をつくって栽培している中で、ちょっと心配なところが出てきました。カメムシの被害が飼料用米から主食用米にいつの間にか伝染しているような感じで、かなり被害があるということ。カメムシの対策を県でどうやるのかということについて生産農家からお話をいただきました。その辺を含めて飼料用米とカメムシ対策についてうまくやれるような方法をお考えですか。

○**小原農業普及技術課総括課長** まず、令和 2 年産米のカメムシ被害の状況ですが、10 月 31 日現在の令和 2 年産の検査結果を見ますと、1 等米比率が 94 ということで、この落等原因の中の全体の 5% が斑点米の発生による落等と見ております。この数字は、過去 5 年間で最も高くなっております。委員のほうからは、飼料用米の栽培管理も含めていろいろな原因があるのではないかというお話をいただきましたが、いずれカメムシの発生の状況を見ますと、8 月以降の高温によりまして、やはりカメムシ類の発生が増加しているということが一つと、もう一つは例年に比べまして割れもみの発生が多かったということもあり、このような被害が要因ではないかと考えております。

○**工藤勝博委員** 実際等級が落ちれば主食用米ではかなりの価格差が出てくるので、それもやはり大きな損失になります。その損失分はともかくとして、飼料用米を作付している方がカメムシ防除をしていないのだからということが大きな原因ではないかと考えられますが、その辺の栽培指導なりも、来年度は農業改良普及センターを中心に情報提供しながら取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、金色の風と銀河のしずくのブランド米について、これは県内でどれ

だけ消費されているか、県内のどういうところで消費されているのかお聞きします。

○佐藤県産米戦略監 金色の風、銀河のしずくの県内の販売の状況ですが、全農県本部からの聞き取りによりますと、両方ですが、約4割が県内で販売されているということです。10月末現在ですと販売数量はほぼ前年と比較して9割程度ということになっております。

○工藤勝博委員 やはり地元で消費される分全てが金色の風、銀河のしずくではないわけです。いろいろな米の品種がありますが、それらも含めて、いずれ飲食店なりは何々を使っていますとか表示しているわけです。それらもわかりやすいような表示になって、岩手県に行くとかこういう米なのだよ、こういう米を食べられるのだよという、そういう一つのアピールの仕方も必要ではないかと思います。オリジナル米を確立するには、やはりある程度のロットがないと、これはまた商売にならないと思うので、それらを栽培拡大することが当然必要だろうと思います。その辺の捉え方はどうなのか。今生産者に意向調査しているとついづつも、従来の銀河のしずくは、この地帯までしかできないよと線引きがあるわけですが、それらも含めてこれからの拡大の方針をお聞きしたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 拡大の方向ということですが、まず銀河のしずくにつきましては非常に引き合いも強く、特に業務用でも使ってみたいというのがかなり出ております。県としましても作付の促進に今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、これからもっとふえてくると感じております。

金色の風につきましては、午前中も話しておりましたが、需要に見合った販売ということで、今金色の風を買っていただける層の方がある程度いらっしゃるわけですが、それがまだふえていない状況です。今度はもっと地名度を上げて、金色の風をもっと食べていただいて、そしてその需要がふえてきた段階でふやしていきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 私からは少し皆さんと違う農家の困りごとを取り上げたいと思います。代かきローターを接続したトラクターを小型特殊自動車免許で利用できるように道路交通法を改正できないかという話が農林関係の公務員からありました。今1.7メートルという幅の規制があるのですが、代かきローターを接続すると大型特殊自動車免許でないと運行してはだめですよということで、それで警察のお世話になっている事例があります。結局大規模化圃場ということで移動範囲が広がっておりますし、農家の方々も移動時間短縮を求めている中で、大型の農機具で今度ハイスピードで運行すると、そういった道路交通法を守れないような状況になっています。

それから、秋のもみを出荷するときに軽トラックの積載容量を超えて運ぶわけです。圃場が遠くにあるとか、それからライスセンターが遠かったり、1時間も2時間も並ばなければならないとか、2トントラックがそもそも走行できるような圃場の道路幅になっていないとか、そういったことがあるということで、まずそういう声、何とかしろといっても農林水産委員会では何ともならないのでしょうか、そういう声を聞いたことがあるかどうか伺います。

○工藤水田農業課長 声を聞いたことがあるかどうかですが、この件につきまして、国で

は規制改革会議からの答申や、農業者からの要望を踏まえて農耕トラクターによる公道走行の取り扱いをことしの1月に緩和したということです。具体的には道路運送車両法の運用の見直しによって、トラクターに作業機を装着した状態の寸法が、今委員がおっしゃったように全幅で1.7メートル以下であれば、普通免許や小型特殊免許で運転が可能とされたところですが、一方で、この寸法を超える場合には大型特殊免許が必要とされたことですので、生産者からはそれに対して、困ったなというような声が出ているということは承知しております。

○佐藤ケイ子委員 それで、道路交通法を守りましょうというのはそのとおりのわけですが、販売店から購入する際にはそういった説明もなく、今までどおり運行できるものだろうと思っている農家が多くて、そういう制度のこととか、やはり知らないということが問題ではないかとお聞きしたので、農家への周知方法など注意していただければと思っています。法改正、規制緩和を求めるといふことであれば、農業団体のほうから要望活動なり何かしなければならぬ話なのでしょうから、まず農家への周知の方法を考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○佐々木農産園芸課総括課長 農家への周知ということです。県では、今回の運用の見直しに当たりまして、農耕トラクター等の安全な道路走行に向けて、県の農業機械協会と連携しまして、農業者や販売店の方も対象とした研修会を開催しております。また、市町村を通じまして農業者の方にリーフレットをつくりまして、内容の周知を図ってきたところです。あわせて、県立農業大学校におきまして、大型特殊自動車等の運転免許の取得に係る研修会を開催しているところでして、こうした場面で周知というような取り組みをしてきたところです。引き続き今回の運用見直し内容につきまして周知を図ってまいりたいと思っていますし、運転技術の向上のほうも支援してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 私も米生産対策についてお聞きいたします。午前も午後も質疑がありました。ことしの新型コロナウイルス感染症問題を受けて、米の在庫がかなりだぶつくということで、来年度の作付は6,609トン、面積ベースで1,200ヘクタールの減少とかなり大変な数字だと思います。恐らく今年度の米も下落基調でありますから、農家にとっては大変な打撃だと思います。来年度の生産目安が明らかになった中で、県としてどのように受けとめているのか、まず県の認識について伺いたいと思います。

○工藤水田農業課長 国の令和3年産の主食用米の生産量を基に、岩手県農業再生協議会が決定した本県の令和3年産の主食用米の生産目安は、令和2年産の作付実績に比べて約1,200ヘクタール減少と、今委員がおっしゃったとおりの数字となっております。この1,200ヘクタールの減少ということ、これは新たな米政策が開始された平成30年産以降で見ますと最も大きい減少幅であったということから、本県の米生産にとって厳しいものと見ております。

○高田一郎委員 お話があったように、米生産農家にとっては大変厳しい数字だと思います。

それで、先ほどから需要に応じた米づくりということが何度もお話しされました。そのとおりだと思います。しかし、需要に応じた米づくりについて、国の関与がほとんどなくなって、もう余ったら生産者、農業団体で責任を負いなさいと。価格対策をなくし、米が余ったら農家の責任。こういうことで、この間米価も下落し、来年度は転作の拡大、そして赤字農家はどんどん拡大をしていく。二、三年前は、2ヘクタール規模以下は赤字だったものが、ことしの9月定例会でも明らかになりましたが、今は3ヘクタールでも規模を拡大しても農家の経営はどんどん行き詰まっていく、これがこの間行われてきた米政策見直しの実態ではないかと思います。平成30年から始まって3年たちました。私は、県として新たな米政策についてしっかり検証して、何が課題だったのかということをお明らかにして、国にしっかりと改善を求めていく、そういう時期ではないかと思います。その点についてはどうなのでしょう。

○**工藤水田農業課長** 国の米政策の見直しということがありました。この見直しを受けまして、本県ではいろいろと県再生協議会を通して、また地域再生協議会を通して、産地がまず需要に応じた米生産を行うということを進めてきたわけです。

米の需要と価格の安定にとりましては、とにかく全ての都道府県が需要に応じた生産に取り組むという必要がありますが、その実効性が十分に確保されていないのが現状ではないかと考えております。そのために、国全体で主食用米の需給と価格の安定が図られるように、国に対しまして実効性のある推進体制の取り組みについて要望をしているところでして、今後も続けていくべきものと考えております。

○**高田一郎委員** 米政策については、地方でやっぱり頑張っても限界がありますので、粘り強く国に対して、しっかりとこの改善を求めていってほしいと思います。

来年度の作付対策ですが、私もこの間、飼料米へ転作する上では、主食用米と遜色のない価格でやるべきですし、水田農業全体の生産所得をふやすという対策が必要であって、抜本的な対応が必要ではないかということをお農林水産委員会で求めてきました。この間一般質問でも、きょうの議論でもありましたように、産地交付金について飼料米と収入の差を補填するという前向きな答弁もいただきました。遜色のない補填をするということは、ほぼ同じ価格にするということでもありますから、それは評価したいと思います。ただ、岩手県全体に交付される産地交付金を岩手県が少し取り分を多くして、地域再生協議会のほうにその交付金が少なくなるわけですから、これは地域再生協議会との協議、合意に基づいて行っているのか、その地域再生協議会の理解が一つと、地域再生協議会の産地交付金が減ってくるわけですから、やはり新たな対策ということが必要ではないかと思います。新聞報道ですと、国はこの転作拡大について県が助成した同額を助成するとか、新たな政策も打ち出されております。減った分、地域再生協議会をただ減らしてそれでいいというのではなくて、地域再生協議会でもそれなりに潤沢な支援ができるような仕組み、枠組みというのを検討していくべきではないかと思います。

もう一つは、水田活用の直接支払交付金について、財務省サイドで補償金が多い割には

成果が上がっていないような形でやっぱり難癖をつけているわけです。これに対しても、しっかりと予算が確保できるような法制化みたいな形で求めていくべきではないかと思えます。財務省は金のことしか考えないので、現場の状況というのはよくわからない、そういう面がありますので、この点についてお伺いしたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 再生協議会の理解をとという話でした。私ども今回1,200ヘクタールというような大幅な減少が見込まれる段階で、各地域再生協議会を訪問させていただきまして、いろいろ意見交換をさせていただいたところです。その中で、やはり各地からは飼料用米というのが一つ大きな一因なのだろうということでお話をいただいております。先ほど高田委員からお話がありました県の枠という部分の中でのバランスのところですが、それにつきましてもまずは、最終決定ではありませんが、おおむねそういう方向でというような御意見を賜っているところです。なので、そういった部分の中で一つは対応してまいりたいと思っております。

それから新たな対策についてですが、これはまだ情報がなかなか入ってきていないという状況ですので、必要な部分については対応してまいりたいと思っております。なお、産地交付金の関係につきましても、できるだけ減らないように増額を国に対して要望しているところです。

それから財源の恒久化ですが、水田活用の直接支払いの財源恒久化につきましては、需要に応じた米生産を進める上で非常に重要だと我々も認識しておりまして、県では国に対しまして恒久的な制度となるよう、東北の各県と連携しまして、6月と8月、2回要望しているところです。引き続き、こうした部分については要求をしてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 よろしくお伺いいたします。それで、備蓄米の買入れ、市場隔離については、県のほうでもしっかりと国に対して要望していただいていることに感謝申し上げたいと思えますが、きのうも議論になりましたが、ミニマムアクセス米の輸入も、これはやっぱり県としても国に見直しを求めていくべきではないかと、ことし新たに強く感じております。ミニマムアクセス米は77万トン、岩手県の生産量の3年分です。必要のないミニマムアクセス米、義務でもないミニマムアクセス米を輸入しながら、農家には転作を迫ると、こういう構図は改めていくべきだと思います。ミニマムアクセス米は、WTOの中でも輸入機会の提供であって、協定上義務ではありません。しかも、当初消費量の8%、77万トンであったものが今の消費量に換算すると57万トンであります。これだけでも20万トン違う。こういう状況をやはり県としても市場隔離と含めてミニマムアクセス米のあり方の見直し、これをぜひ国に求めていってほしいというふうに思いますが、県としての考え方についてお伺いしたいと思います。

○工藤水田農業課長 県ではミニマムアクセス米につきましては、主食用への消費量が増加した場合には、やはり主食用米の価格低下が懸念されることから、国に対しまして国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望しているところです。あわせて、

主食用米の市場間の一部隔離につきましても東北各県と連携して要望しており、先ほど申しましたとおり、今年度の8月に東北6県と一緒に要望をしています。

○高田一郎委員 主食用への消費量が増大した場合にということですが、そもそも義務的輸入ではないので、そこをしっかりと理解していただいて改善を求めるように取り組んでいただきたいと思います。

時間ですので、最後に質問したいと思います。二つ目は、海面・陸上養殖事業についてお聞きしたいと思います。これについては、現在、久慈市、宮古市、大槌町で行われているわけですが、他の地域への普及、拡大を進めていくことにより、本県の新しい育てる漁業を積極的に推進していくことが必要だと思います。3地区でやっているこの事業をさらに広げていきたいということですが、現在県としてこの海面・陸上養殖事業の取り組み状況の成果をどのように認識しているのか伺います。

私もこの間、農林水産委員会、復興特別委員会、また会派でも久慈市、宮古市にお邪魔してきました。共通して寄せられている意見は、漁業権の変更申請です。更新期間を前倒しして許可してほしいということ、もう一つは稚魚飼育にかかわるサケ・マスふ化場などの有効活用、施設整備、種苗生産に対する県の支援、これをぜひやってほしいということでした。県がこの3地区以外にも広げていきたいというのであれば、前向きに捉えて積極的に取り組むべきではないかなと思います。この点についてまとめてお伺いいたします。

なお、きのうの議論では、サケのふ化場の有効活用については国と協議をしていると。目的外使用になりますからそのとおりだと思いますが、国との協議の中でどのような感触を得ているのか、可能なかどうか、このことも含めてまとめて答弁をお願いいたします。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 サケ・マスの海面養殖については、本会議で部長からも答弁申し上げました。現在久慈市、宮古市、大槌町、この3地区の試験は、複数年度に入りまして、今期11月から稚魚を入れて、来年の夏に生産すると。これで、ほぼ事業化に向けた最終段階と3地区は捉えております。これがうまく成長していった暁には、先ほど委員からお話がありましたように、漁業権を取得して本格事業化に移りたいというお話を聞いておりますので、漁業権につきましても後ほど工藤課長のほうからお答えしたいと思います。まずそのように進めております。

それから、地域の横展開ですが、本日新聞報道にもありましたように釜石市でサクラマスを対象とした養殖試験を開始してございましたので、本県はリアス式海岸で入り江が非常に多い地形でもありますから、海域の有効利用という観点も含めて可能な地域でやろうというような御意見があれば、県としては応援していきたいと考えています。現在お声が上がっているところは、今お話をした釜石市を含めて4地域、それから山田町でも検討したいというお話も伺ってございましたので、具体的なお話がいただけた段階で、県としても漁場利用、それから飼育管理技術、それぞれの対応で応援してまいりたいと考えております。

それから、サケ・マスふ化場の有効活用ですが、このように海面養殖で生産がふえてまいりますと、それに必要な種苗、稚魚の供給が大事になってきます。そこで、サケ・マス

ふ化場が沿岸に19カ所ありますので、これを利用したいというお話も一部の漁協からあります。利用に当たっては、先ほど委員からありましたように、サケ・マスの種苗を放流するための目的で整備した施設ですので、その有効活用策として妥当であれば、国はオーケーということで、個別具体的に協議させていただきますというお話をいただきました。具体的には、おおむね6月から11月ぐらいは施設があきますから、その期間を利用して、例えばトラウトサーモンやギンザケの中間育成をするというようなところが多分考えられてくると思いますので、漁協のほうからお話をいただいた時点で国と協議を進めていきたいと考えております。

○**工藤漁業調整課長** 漁業権の変更申請についてです。

漁業権は、定置網漁業やアワビ、ウニ漁業、ワカメやホタテ養殖などの漁業を営むための権利となっております。知事が5年または10年ごとに免許更新をしているものです。最近では、平成30年に免許の更新を行っておりまして、次期の漁業権の免許更新は令和5年を予定しているところです。

また、先ほどお話がありましたとおり、現在県内で実施されているギンザケとかサーモントラウトの海面養殖につきましては順調に推移していることから、各漁協からは令和5年度を待たずに令和4年度にも漁業権を取得して事業化をしたいとの意向を伺っているところです。

県といたしましては、秋サケを初め主要魚種が不漁となっている状況から、海洋環境の変動に左右されない漁業養殖などの新しい取り組みを進めていくことが重要だと考えておりますので、令和4年度の事業化に必要な漁業権の変更手続きにつきましては、漁協の意向を確認しながら、国との調整を踏まえ柔軟に対応したいと考えているところです。

○**山下正勝委員** 私は、また違った観点から御質問いたします。まず、肉用牛について、いろいろ一般質問でもブランド牛の話がありました。それについてちょっと聞きたいと思います。県内における肉用牛、これは和牛とか短角だと思っておりますが、あとは乳用種——ホルスタインですか、あと交配したF1と三つに分かれると思います。その県内の頭数と産地——恐らく岩手県内には前沢牛とか奥州牛とか、いろいろな産地の名前を使った牛があると思うのです。その辺も含めて教えてください。

○**米谷畜産課総括課長** 県内における肉用牛の頭数と産地の取り組みについてのお尋ねです。県内の肉用牛の飼養頭数ですが、農林水産部の畜産統計によりますと、令和2年2月1日現在で肉専用種——黒毛和種ですが、これが約5万3,000頭、乳用種は2,600頭、そのほか日本短角種が約2,600頭ということになっております。交雑種、F1につきましては約1万5,000頭という状況です。

産地の取り組みということですが、まず黒毛和種の関係ですが、子牛価格と、あとは増頭におきまして、肥育農家が繁殖、雌牛を入札するというシステムがあります。キャトルセンターと私どもは呼んでいるのですが、そちらのほうの整備を進めていたり、あるいは交雑種、F1につきましては地域の飼料用米を使いながら、特徴ある牛肉生産に取り組ん

でいるところです。

○山下正勝委員 和牛ですか、先ほどまで米の話もありましたが、水稻農家と複合経営でその取り組みをしたと思うのです。それは昔からだと思うのです。ですから、私はその当時はやはりそれがすごかったと思っております。全農いわての資料によると、岩手県における肉用種が平成17年に8,640戸で5万9,200頭なのです。10年後の平成27年ですと、4,950戸で平成17年に比べると57.3%、頭数は5万2,300頭で、平成17年比で88.3%なのです。農家戸数は減っているのですが、頭数は横ばいまでいかないのですが、88%ですので、頑張っているということで、やっぱり規模拡大が図られていると思っています。減少の要因は、和牛の繁殖です。和牛の繁殖というのは、子牛を生産して販売することで、子牛から肥育するのは肥育経営だと思うのです。

そういった意味で、私が懸念するのは、子牛を生産する農家が減っているのではないかとということです。肥育は、恐らく規模拡大すると思います。というのは、後で聞きますが、今までは家族経営でも肥育まで一貫してやっていたということがよくあったと思うのです。大分前から和牛の品種を改良したとか、そういった面では頑張っていると思っています。その中で、肥育農家はどんどん頭数がふえていっているのです。繁殖農家は、子牛が高くてやっていけない、そういう現状、これは実際出ていると思うのです。繁殖ができないと、わざわざ北海道から子牛を買ってきている酪農家もいるのです。ですから、子牛の生産をする繁殖農家をふやすべきではないかと思うのです。

例えば、離農した農家の建物を修理して、何人かのグループで、繁殖をちょっとふやしてもらおうとか、そういうことも考えなければ、これは大変だと思っています。一つ、ブランドと言うのですが、これは経済連の時代だったのですが、やっぱり産地間競争するにはブランドの名前だけで走ってきたのです。ですから、そこに打ち勝ったところはいいのですが、やはりそこまで行けなかったということは多々あると思うのです。そういう意味では、長くなりましたが、繁殖と肥育のことについてどうのお考えか伺います。

○米谷畜産課総括課長 まず、繁殖農家の件についてですが、委員御指摘のとおり繁殖農家の戸数は減ってきております。状況的には、本県の場合、小規模な農家の割合が非常に高く、実際のところ頭数規模でいきますと、例えば1頭から4頭とか、1頭から10頭くらいのところが大体半数以上を占めているという状況だったものですから、小規模なところから離農してきたというのが現状です。ただ一方で、その中にありながらも、やはり規模を拡大しようとされる方もおまして、規模拡大も着実に進んではきているということです。

そういった中で、既存施設、あるいは公共牧場、そういったものを使いながら規模拡大を進めていただくという取り組みを今しているところですし、あと先ほど答弁いたしました、キャトルセンターのような整備を進めておりますので、そういったものを使いながら、牛を飼っていけるような取り組みを支援していきたいと考えております。

また、肥育農家についてですが、確かに肥育農家の増大、規模拡大も進んでおります。

そういった中におきまして、県産の種雄牛を使って、よりいい肉だということを全国的にアピールしていきたいと考えておりますので、今実際のところは私どもで県有種雄牛を造成しておりますので、その利用拡大を進めながら、いい牛だということをPRしていきたいと考えているところです。

○山下正勝委員 もう一点ですが、黒毛和種の凍結精液県外販売がありますが、この実績はどうなっているのでしょうか。

○米谷畜産課総括課長 県有種雄牛の凍結精液の県外販売の関係のことだと思います。県有種雄牛の凍結精液の県外販売につきましては令和元年度から販売を開始しているものです。これまで県有種雄牛の凍結精液につきましては県内に販売をしており、家畜改良などの目的を除いて、県外には販売していませんでした。ただ、全国の生産者の方々から県有種雄牛、岩手県の種雄牛は産肉能力が高いと評価が向上するということになりますと、全国的に本県の和牛の子牛市場における子牛の販売価格も上がると、それによって県有種雄牛を使って肥育牛もいい肉がつけれるのだということを全国的にアピールしたいということもありまして、昨年度から販売を始めたものです。令和元年度につきましては、実績でいきますと90頭です。

○山下正勝委員 かつては、島根県から子牛を導入して、岩手県で頑張ったという経緯があるのです。そのときは、岩手県はやっぱり大産地の島根県から導入していたのでしょうかというお話があったのです。ここでやっぱり希望を持ってやってもらいたいなと思っております。確かにいろいろな部分で肉質のいい牛をやるというのは、これは大いに結構なのですが、県内にもぜひいいところがあると思いますので、品種改良するのであればやはり県内のいろいろな部分に力添えをしていただきたいと思います。

大規模農家も大事ですが、小規模農家への支援もどうか予算を確保して頑張ってもらえれば幸いです。

○吉田敬子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、野生鳥獣による農作物被害の状況と被害防止対策についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしておりますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の12月の県内調査についてであります。お手元に配付しております令和2年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。